

会員規約

第1条 名称

本クラブは、「伊都の湯どころ」と「エブリティフィットネス」を合わせた総称として元気クラブ（以下本クラブという）と呼びます。

会員とは本規約を承認の上、本クラブが入会を認めた方をいいます。

第2条 目的

本クラブは、心身の健康維持、健康増進と会員相互の親睦をはかることを目的とします。

第3条 入会資格

- ・本クラブに入会できる方は、中学生以上の方です。

- ・以下のいずれかに該当する方は入会できません。
 - 医師により運動・入浴が禁じられている方。
 - 伝染、感染の恐れのある病気に罹患されている方。
 - 飲酒、薬物等により、正常に施設の利用が出来ない方。
 - 刺青（タトゥーも含む）のある方。
 - 暴力団関係の方

- 本クラブが不適當と認めた方。

第 4 条 入会手続

- ・入会希望者は本クラブ所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、規定の入会登録料・会費を支払うものとします。
- ・未成年者が本クラブに入会するときは、親権者と連名で申込み手続きを行うものとします。親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

第 5 条 会員証

- ・本クラブは会員に対し、会員証を発行します。
- ・会員証はご本人様だけの使用に限られます。
- ・会員が、本クラブ諸施設を利用する時、会員証を必ずフロントに提示し所定の手続きをするものとします。
- ・会員証を他人に貸与、及び譲渡することはできません。貸与又は譲渡した場合、本クラブは会員を除名することができます。
- ・**会員証**を紛失した場合には速やかに本クラブに届出し、再発行の申請をする事とします。
- ・会員証の再発行には、発行手数料として¥1,100 (税込)が必要です。

第 6 条 入会金・会費

・入会金等は本クラブが定める金額を所定の方法で支払うものとします。なお、一旦、支払われた入会金は、理由のいかんに関わらず返金いたしません。

・会費・諸費用等の支払いは、銀行口座振替の方法によるものとし、引落日は前月の末日とします。末日が土日祭日の場合は翌営業日の引落しとなります。

・入金された会費・諸費用等は、施設利用の有無、理由のいかんに関わらず一切、返金いたしません。

・本クラブは運営上必要と判断した場合、または経済情勢の変動に応じて、入会登録料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。この場合、本クラブは1ヶ月前までに、全会員に告知いたします

第7条 通知方法

・本クラブから会員に対する通知は、会員から届け出のあった住所、電話番号またはメールアドレスのいずれかの連絡先宛に行うものとします。

・会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに本クラブに届出るものとします

・本クラブからの通知は、上記いずれかの通知を発した時点で、会員に到着したものとみなし、本クラブからの通知が到着しなかった理由による会員の損害、不利益に対して、本クラブは責任を負いません。

第8条 施設利用

・施設の利用にあたっては、会員は本規約、及び利用上の規則、注意事項を守り、本クラブの指示に従わなければなりません

・小学生以下のみのご入館はできません。

・プール、フィットネス、岩盤浴、スタジオのご利用は中学生以上となります。但し、小学

生~~中学生~~以下の参加が認められた、レッスン、スクールは除外します

第9条 休会

・休会する場合は、前月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに本クラブのフロントに所定の休会届書を提出することで翌月から休会することができます。

・届出による休会期間は最大で6ヶ月間とし、休会期間中は本クラブの定める以下の休会費(月額)を支払うものとします。但し、月会費に割引(キャンペーン等)が適用されている会員の休会は、受け付けできません。

マスター会員	アクティブ会員	レギュラー会員	セトル会員
1,040円	880円	770円	550円

第10条 会員区分の変更

・会員は、各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員区分を変更することができます。10日を過ぎた場合

は、翌々月扱いになります。

- ・変更手数料として 550 円(税込)を本クラブに支払うものとします

第 11 条 退会

- ・退会する場合は、本クラブのフロントへ会員証を添付し退会届書を提出する必要があります。当月の 10 日までに提出することで当月末をもって退会することができます。10 日を過ぎた場合は、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第 12 条 資格停止及び除名

会員が下記の各号の一つに該当すると認めた場合、本クラブは該当会員を除名する事ができ、会員はその資格を失います

- 本クラブの心得、規約に違反したとき。
- 本クラブの定める会費及び、諸費用の支払いを 3 か月以上滞納したとき。除名の場合でも除名以前に発生した会費及び、諸費用は除名後もご請求させていただきます。
- 本クラブの名誉を傷つけ、会員としてふさわしくない行為があったと判断したとき。
- クラブの施設内の秩序を乱す行為
- 反社会的勢力に該当すると判明したとき。

第 13 条 解約

・本クラブが会員を不適當であると判断した場合、本クラブは会員契約を一方的に解約する事ができます。

第 14 条 休業

・本クラブは、定期休業日を設けるほか、施設整備、その他やむをえない事情が発生した場合、臨時休業する事があります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内またはホームページに掲示します。

第 15 条 施設の利用制限・閉鎖

・本クラブは次の事由により、施設の全部もしくは一部を閉鎖または臨時休業する場合があります。

- 気象、災害などの理由により、本クラブの業務遂行に支障があると判断した場合。
- 施設の設備の故障等により施設を閉館することがやむを得ない場合。
- 施設の補修、点検、改築工事等を実施する場合。
- 監督官庁の指導があった場合。

第 16 条 本クラブの損害賠償責任の免責

・会員が本クラブの施設の利用中に発生した盗難、紛失、忘れ物、事故等について、本クラ

ブは一切の損害賠償の責任を負いません

- ・ 会員同士の間には生じた係争やトラブルについても、本クラブは、一切関与せず、責任を負わないものとします。

第 17 条 会員の損害賠償責任

- ・ 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブもしくは会社または 第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします

第 18 条 個人情報の取り扱い

- ・ 個人情報である会員データについては厳重に取り扱い、外部への漏えい、不正使用がされないよう管理します。

・ 本クラブは、会員の本人確認、入会後の会員に対する本クラブのイベント等の案内及び通知、本クラブ利用料金の請求等に利用する目的に使用します。 本クラブは次の入会申込時に取得した情報と施設の利用状況の情報を保有いたします。

- 会員氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス。
- 本クラブの利用に関して会員が使用する銀行口座番号
- 施設のサービスの利用状況

第 19 条 個人情報の第三者への提供

・本クラブは、以下のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ会員の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。

- 統計的データなど会員個人を識別出来ない状態で提供する場合
- 法令に基づき提供を求められた場合
- 人命、身体または財産の保護の為に必要な場合で、会員の同意を得ることが困難である場合

第 20 条 本規約その他の諸規則の改定

・本クラブは必要と判断した場合、本規約、利用規定、その他本クラブの営業、管理に関する事項の改定をする事が出来ます。改定後の内容は、全会員に適用されるものとします。

・規約の改定及び変更は、その内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて告知するものとします。

第 21 条 会員専用マイページ

・会員はメールアドレスを登録することで会員専用マイページを使用することができます。このサービスを利用するための会員認証コード（以下会員 ID） およびパスワードの管理については、会員が責任をもって行うものとします。

・会員が会員 ID およびパスワードの管理を怠ったために発生するいかなる損害、第三者による会員 ID およびパスワードの不正利用のいかなる損害について、本クラブは一切の責任を負わないものとします。

・会員 ID およびパスワードの不正利用を確認した場合、会員への事前承諾を得ることなく、本クラブはその会員 ID およびパスワードの利用を停止または削除することができるものとします。また、いかなる損害が発生しても、一切の責任を負わないものとします。

第22条 細 則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

本規約は2021年8月1日より施行します。